

インターネットで不当請求

Q パソコンでネットサーフィンをしていて、アダルトサイトに入り画像をクリックしたら「ご登録ありがとうございます。3日以内に5万円を支払ってください」と画面が変わり、IPアドレス^{※1}、リモートホスト^{※2}、利用しているプロバイダ^{※3}名などが表示されました。また、画面の下の方をスクロールしてみると規約があり「当サイトは画面をクリックすることにより自動登録となります」と書いてあります。要求どおり支払わなくてはいけないのでしょうか。

A 事例のように料金などの契約に関する重要事項について分かりやすい表示がない場合、一度クリックしただけでは契約成立とは考えられません。

「契約」とは契約内容を承知のうえで申し込みをし、相手に承諾され、双方の合意のもとに成立します。誤操作などによりクリックした場合、消費者が申し込み内容を確認・訂正できる措置が講じられていないときは「電子消費者契約法」により無効の主張ができます。不安に駆られ、むやみに業者に連絡してはいけません。

また、IPアドレスなどから所有者の住所・氏名などが知られることはなく「有料サイトの利用料未払い請求」の理由でプロバイダが情報開示に応じることもありません。

不当請求・架空請求のトラブルは数年前と比べると防止対策が周知され減少傾向にありますが、現在でも



まだ多くの相談が寄せられています。

- ※1 IPアドレス…コンピュータなどの通信機器に1台ごとに割り振られている識別番号
- ※2 リモートホスト…どのプロバイダを使用し、どの地域からインターネットに接続しているかの情報を表す番号
- ※3 プロバイダ…インターネットに接続するための通信回線を提供する業者

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



なりたエコニュース

照明の省エネ

一般家庭における電気の使用量(1年間)のうち、その用途として照明が占める割合は約16%。これはエアコン、冷蔵庫の使用に次いで3番目に大きな数字で



す。照明の使用法について見直すことは、省エネに取り組むうえでの一つの有効な手段であり、電気代の節約にも直結します。

省エネのポイント

- 照明に関する省エネの基本は、こまめな消灯することです。明るい昼間や、人がいない場所の無駄な明かりはこまめに消しましょう。トイレや玄関などは特に消し忘れをしやすいので気をつけてください。
- 照明のかさやカバーが汚れると、明るさが低下します。定期的に掃除をするよう心掛けましょう。
- インバーター式(電気の周波数を目的に合わせて変換することができる)の照明器具は、パワーの調節ができるため従来の器具に比べて省エネ効果があります。また、点灯が早くて明るい、ちらつきが少なく目に優しいなどの特長もあります。
- 電球形蛍光灯は同じ明るさの白熱電球よりも高価ですが、消費電力が少なく寿命も長いので、結果的に省エネと電気代節約の両方を実現することができます。発熱量が少ないので室温の上昇も抑えられ、これからの季節はエアコンの効き具合にも効果があります。

※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。